

## 八街市役所公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、八街市長が実施する予防接種について次のとおり公告する。

令和8年4月1日

八街市長 北村 新司

### 1. 予防接種の種類等

(1) 予防接種法に基づき八街市長が実施するもの

- ①B型肝炎 ②ヒブ ③小児肺炎球菌 ④5種混合 ⑤3種混合 ⑥不活化ポリオ
- ⑦BCG ⑧麻しん風しん混合 ⑨麻しん ⑩風しん ⑪水痘 ⑫日本脳炎
- ⑬2種混合 ⑭子宮頸がん ⑮ロタウイルス ⑯RSウイルス
- ⑰高齢者インフルエンザ ⑱高齢者肺炎球菌 ⑲高齢者新型コロナウイルス
- ⑳高齢者带状疱疹

### 2. 対象者

前項1の予防接種法によるものは接種日において八街市に住民登録を有する者

### 3. 対象者の年齢及び回数は次のとおりとする。

(1) B型肝炎予防接種

1歳未満 3回

標準的な接種期間は生後2か月以上9か月未満

HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。

(2) ヒブ予防接種

生後2か月以上5歳未満

- ①生後2か月以上7か月未満に接種を開始した場合は、初回3回 追加1回
- ②生後7か月以上12か月未満で接種を開始した場合は、初回2回 追加1回
- ③1歳以上で接種を開始した場合は、1回接種

(3) 小児肺炎球菌感染症予防接種

生後2か月以上5歳未満

- ①生後2か月以上7か月未満に接種を開始した場合は、初回3回 追加1回
- ②生後7か月以上12か月未満で接種を開始した場合は、初回2回 追加1回
- ③1歳以上2歳未満で接種を開始した場合は、2回接種
- ④2歳以上5歳未満で接種を開始した場合は、1回接種

(4) 百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・ヒブ予防接種

生後2か月以上7歳6か月未満 4回

初回 20日以上の間隔で3回接種

追加 初回終了後6か月以上の間隔で1回接種

(5) BCG予防接種

生後1歳未満 1回

標準的な接種期間は生後5か月以上8か月未満

(6) 麻しん風しん予防接種

1期：1歳以上2歳未満 1回

2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間にある者 1回

- 5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性 1回
- (7) 水痘予防接種  
1歳以上3歳未満 2回  
標準的には6か月から1年の間隔（最短3か月）をおいて2回
- (8) 日本脳炎予防接種  
1期：生後6か月以上7歳6ヶ月未満 3回  
標準的接種は3歳で1期初回2回を行い、概ね1年後（最短6か月）に追加として1回  
2期：9歳以上13歳未満 1回  
※特例（実施規則附則第3条）として、平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えにより接種できなかった平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で20歳未満にある者は、第1期及び第2期の接種を受けることができる。
- (9) 2種混合予防接種 1回  
11歳以上13歳未満
- (10) 子宮頸がん予防接種  
小学校6年生～高校1年生相当の女子  
1回目から6か月あけて2回目の2回接種とする。  
ただし、1回目接種時年齢が15歳以上の場合は、1回目から2か月あけて2回目、1回目から6か月あけて3回目の3回接種とする。
- (11) ロタウイルス予防接種  
1価ワクチンの接種にあつては生後6週から生後24週0日までの間の者に2回接種とし、5価ワクチンの接種にあつては生後6週から生後32週0日までの間の者に3回接種とする。
- (12) RSウイルス予防接種 1回  
28週0日から36週6日までの妊婦
- (13) 高齢者インフルエンザ予防接種 1回  
65歳以上の者および60歳以上65歳未満の心臓等の障がいで1級相当の身体障害者手帳を有する者
- (14) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種 1回  
接種日時点で65歳の者および60歳以上65歳未満の心臓等の障がいで1級相当の身体障害者手帳を有する者
- (15) 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 1回  
65歳以上の者および60歳以上65歳未満の心臓等の障がいで1級相当の身体障害者手帳を有する者
- (16) 高齢者带状疱疹予防接種  
65歳の者および60歳以上65歳未満の免疫機能障がいで1級相当の身体障害者手帳を有する者  
令和8年度中に70、75、80、85、90、95、100歳となる者  
乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回接種  
乾燥組換え带状疱疹ワクチン 2か月以上の間隔をおいて2回接種

#### 4. 接種期間

予防接種の接種期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、高齢者インフルエンザは令和8年10月1日から令和9年1月31日

高齢者新型コロナウイルスは令和8年10月1日から令和9年3月31日

5. 実施場所

- (1) 八街市が契約している医療機関
- (2) 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加している医療機関

6. 接種にあたり注意すべき事項

- (1) 被接種者はあらかじめ配付された予防接種に関する説明文等をよく読み、予防接種の必要性や注意事項を確認する。
- (2) 接種に際して不明な点は八街市や医師に相談する。